



はじめに

現代は、少子化の進行による子ども同士のふれあう機会の減少、子どもの日常生活における体験不足、子育て家庭の孤立化や経済的不安など、子どもが育つ環境には厳しいものがあります。

本県では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年 3 月、「長崎県次世代育成支援対策行動計画（ながさきこども未来 21）」を策定し、各種施策を推進してまいりましたが、この間、子育て支援のニーズや国の制度なども大きく変化してまいりました。

一方、国においては、ニート、ひきこもり、不登校など子ども・若者の抱える問題に対応するため、平成 22 年 4 月、子ども・若者育成支援推進法が施行されました。

そのため、平成 20 年 10 月に制定された「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるとともに、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を含め、すべての子ども・若者や子育て家庭を支援するため、「ながさきこども未来 21」の後期計画としてこの行動計画を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、市町、学校、地域の団体、企業などと連携して、各種施策を推進してまいります。

県としましては、「長崎県子育て条例」の理念を具体的な行動に移し、親が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる長崎県を実現するため、今後とも全力で取り組んでまいりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「長崎県子育て条例推進協議会」の委員皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 23 年 3 月

長崎県知事 中村 法道